

4 消安第 6796 号

令和 5 年 3 月 7 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の基準及び規格を設定すること。

3-ニトロオキシプロパノール

